

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設）に係る面談
2. 日時：令和2年9月10日（木）13時00分～13時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、伊藤係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当8名（テレビ会議システムによる参加）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

➤ ポンプの運転時における対応について

✓ ポンプの自動運転時及び手動運転時のいずれも以下の対応を行う。

- ・ 1時間ごとに滞留水水位のデータを記録し、当直は実施計画に基づき1日1回当該データを確認する。また、建屋水位中期傾向監視として1日1回、1週間分の水位データを抽出・グラフ化し水位挙動を確認する。
- ・ 大雨等の予報が出された場合は、水位上昇予測に応じて事前に滞留水水位を低下させるとともに、予想降雨量に応じたサブドレン水位設定の変更等の措置をとる。
- ・ 滞留水水位「高高」警報確認時はポンプを起動状態にするるとともに、必要に応じて予備ポンプ等を手動起動することにより、警報解除となるまで滞留水水位を低下させる。

✓ 手動運転時は、上記に加え、水位トレンド等による水位監視を1時間当たり1回実施する。

➤ 追設するポンプによる移送流量の評価について

✓ 2系統それぞれの配管ルートの変更に伴う移送流量の評価を行ったところ、いずれもポンプの吐出揚程が配管の合計圧力損失を上回っており、各系統の単独移送で $12\text{ m}^3/\text{h}$ 以上の移送流量を確保できることを確認した。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容を確認した。

6. その他

資料：3号機原子炉建屋滞留水移送装置の追設について